

責任ある鉱物原料調達方針

三井金属グループが実施する鉱物原料の調達に関連し、OECD ガイダンス Annex II に規定する、

(1) 鉱物原料の採取、輸送、または取引に伴う体系的または広範に及ぶ人権侵害への対応。

- ・あらゆる形態の拷問、または非人道的で品位を傷つける扱い
- ・あらゆる形態の強制労働
- ・最悪な形態の児童労働
- ・広範な性的暴力など、その他の著しい人権侵害および虐待
- ・戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺

(2) 非政府集団に対する直接または間接的支援への対応

- ・鉱山を違法に支配するか、もしくは輸送ルート、鉱物の取引拠点、およびサプライチェーンにおいて上流の関係者を支配行為
- ・鉱山へのアクセスポイント、輸送ルート沿い、鉱物の取引拠点等において、違法な課税及び金銭や鉱物の恐喝行為
- ・中間業者や輸出企業、もしくは国際取引業者に対する違法な課税や恐喝行為

(3) 贈収賄および原産地の詐称への対応

(4) 鉱物の採取、取引、ならびに紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs) からの輸出に関連して政府へ納付すべき税金、手数料、および採掘料の債務不履行への対応

(5) マネーロンダリング及びテロリストへの資金提供の防止への対応

(6) 紛争への加担への対応

(7) 環境、衛生、安全、および労働に関する、業を営んでいる国の規則や会社の方針の遵守

- ・大気・水質・土壌の汚染およびインシデントの管理計画
- ・ウォーター・スチュワードシップ、特に水資源の乏しい地域や不足地域におけるもの
- ・世界遺産地及び保護区域からの不正な調達

(8) 水銀やシアン化物など有害化学物質の保管、取り扱い、および廃棄

(9) 報酬や労働時間、団体交渉、差別、多様性、労働争議、労働者の安全確保を含む労働問題の管理

(10) 地域社会との協働・共存計画（土地の取得と地域社会の住民移転、文化遺跡と先住民、鉱山閉鎖計画と影響を受ける人たちの保護）

(11) 事業の誠実性と倫理的行動の実現、採取産業透明性イニシアチブ (EITI) など関連イニシアチブの実行支援への対応

などに関わるリスク管理を「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス Annex I 鉱物サプライチェーンのための 5 段階の枠組み」を組み込み推進します。

人権・労働、安全衛生、環境及び倫理に関する取り組みは、三井金属グループ方針に従い推進していきます。

1. 管理体制の構築

鉱物原料のサプライチェーン・トレサビリティシステムを実施するための体制を構築し、コンプライアンス責任者、サプライチェーン責任者およびシステム責任者を選任し、責任、権限を明確にして、鉱物原料の責任ある調達管理を推進します。

2. 教育訓練の実施

鉱物原料調達に係る全ての従業員のための教育・訓練を継続的に計画し実施します。

3. サプライチェーン・デューデリジェンス評価

三井金属グループは対象鉱物に応じて、以下の責任ある鉱物調達を主導する各団体が要求するプロセスに従い、鉱物原料の調達活動を実施し、購入した鉱物原料のサプライチェーン・デューデリジェンスを継続的に実施し、サプライチェーンの全体像を把握し、効果的にリスク評価を行います。

- 1) OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas
- 2) London Bullion Market Association (LBMA) : Responsible Gold Guidance (RGG) および Responsible Silver Guidance (RSG)
- 3) Responsible Minerals Initiative (RMI) : Responsible Minerals Assessment Program (RMAP)
- 4) London Metal Exchange (LME) : Joint Due Diligence Standard (JDDS)
- 5) The Copper Mark Responsible Production Criteria : Risk Readiness Assessment of RMI

4. 取引のモニタリングと記録

サプライチェーン及びリスクプロファイルに関し、知り得た情報と実際の取引との整合性を確認し、その記録を適切に保管管理します。

5. 特定されたリスクへの管理戦略の策定と実行

リスク評価の結果、高リスクと判断した場合は、リスク緩和を図り、リスク緩和が図れない場合は、サプライチェーン責任者が原料購入の即時停止を決定します。

6. コミュニケーション

全ての従業員又は外部のステークホルダーが鉱物原料のサプライチェーンや新たに確認されたリスクに関する懸念事項について匿名で発言できる仕組みを構築し、推進します。

7. 第三者監査の実施

監査ガイダンスに準拠して実施される第三者機関による監査を受審し、第三者保証を取得し、その監査結果を報告いたします。

8. 情報開示

三井金属グループは各認証団体の LBMA、RMI、LME、The Copper Mark (The Zinc Mark を含む) の要求事項に対応したプロセスに従って行われた鉱物原料の調達活動に対し、年次報告及び第三者監査報告書はウェブサイトを開示いたします。